八四・六〇				
研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第八四・六一項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	八四六〇・一一	数値制御式のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
		その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
平面研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）	八四六〇・一九			
		その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六〇・二一	数値制御式のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
その他の研削盤（軸の位置決めが〇・〇一ミリメートル以内の精度でできるものに限る。）				
	八四六〇・二九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		工具研削盤		
	八四六〇・三一	数値制御式のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
	八四六〇・三九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六〇・四〇	ホーニング盤及びラップ盤	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
	八四六〇・九〇	その他のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	八四・六一			
	八四・六二			
鍛造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。）				
	八四六二・一〇	鍛造機及びダイスタンピングマシン（プレスを含む。）並びにハンマー	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
	八四六二・一一	ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン及びフラットニングマシン（プレスを含む。）		
	八四六二・二一	数値制御式のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
	八四六二・二九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六二・三一	数値制御式のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
		剪断機（プレスを含むものとし、パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械を除く。）		
	八四六二・三九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇

パンチングマシン及びノッチングマシン（パンチング機能及び剪断機能を組み合わせた機械並びにプレスを含む。）				
	八四六二・四一	数値制御式のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
	八四六二・四九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六二・九一	液圧プレス	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
	八四六二・九九	その他のもの	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ（第八五三七・一〇号の材料からの変更を除く。）又はＲＶＣ四〇
	八四・六三	その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・六四	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・六五	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またはくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四・六六	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	
	八四・六七	手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）		
		ニューマチックツール	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六七・一一	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六七・一九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		電気式の原動機を自蔵するもの		
	八四六七・二一	ドリル	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六七・二二	のこぎり	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六七・二九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇
		その他の工具		
	八四六七・八一	チェーンソー	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六七・八九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
		部分品		
	八四六七・九一	チェーンソーのもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六七・九二	ニューマチックツールのもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇
	八四六七・九九	その他のもの	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇	ＣＴＨ又はＲＶＣ四〇